

平成 30 年度
農林水産省政策評価実施計画

平成 30 年 4 月

農林水産省

目 次

1	計画期間	1
2	実績評価	1
3	事業評価	2
4	総合評価	2
	(別表1) 政策評価体系	3
	(別表2) 公共事業一覧	5
	(別表3) 研究開発課題及び研究制度一覧	8
	(別表4) 規制に係る政策一覧	9
	(別表5) 総合評価を行う政策分野一覧	10

平成 30 年度農林水産省政策評価実施計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 7 条及び農林水産省政策評価基本計画（平成 27 年 3 月 31 日農林水産大臣決定）に基づき、事後評価の実施に関する計画を以下のとおり定める。

1 計画期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

2 実績評価

(1) 別表 1 に掲げる政策評価体系の政策分野について、平成 30 年度に実施する政策に係る目標設定を行う。

(2) 別表 1 に掲げる水産行政の政策分野（⑳～㉒）について、平成 29 年度に実施した政策に係る達成度合いの判定を行う。その際、次のいずれかの基準に該当する指標については、必要性、効率性及び有効性の観点から要因分析を行う。

なお、東日本大震災等の影響により評価に必要なデータの収集が困難な場合には、被災地分を除いて平成 29 年度の目標値を改めて設定した上で実績値を把握し、達成度合いの判定を行う。その際、次の①又は③の基準に該当する指標については、要因分析を行う。

① 達成度合いが「C」又は「C（有効性に問題がある）」となった指標

② 達成度合いが「B」又は「B（有効性の向上が必要である）」であって、前年度の実績値を下回った指標

③ 達成度合いが「A'」となった指標

(3) 上記（2）に定める政策分野以外の政策分野については、実績の測定（モニタリング）を行う。

(4) 特に必要があると認められるときは、上記（2）に定める政策分野以外の政策分野について評価を行う。

(5) 評価に当たっては、実績値や要因分析の内容を踏まえ、個々の政策手段に対する検証を行い、その結果を行政事業レビューシートに反映させるなど政策評価と行政事業レビューの連携を図る。

3 事業評価

(1) 別表2に掲げる公共事業について評価を行う。

なお、東日本大震災等の影響を受けた公共事業は、評価実施時期を延期することとする。

(2) 別表3に掲げる研究開発課題及び研究制度について評価を行う。

(3) 別表4に掲げる規制に係る政策について評価を行う。

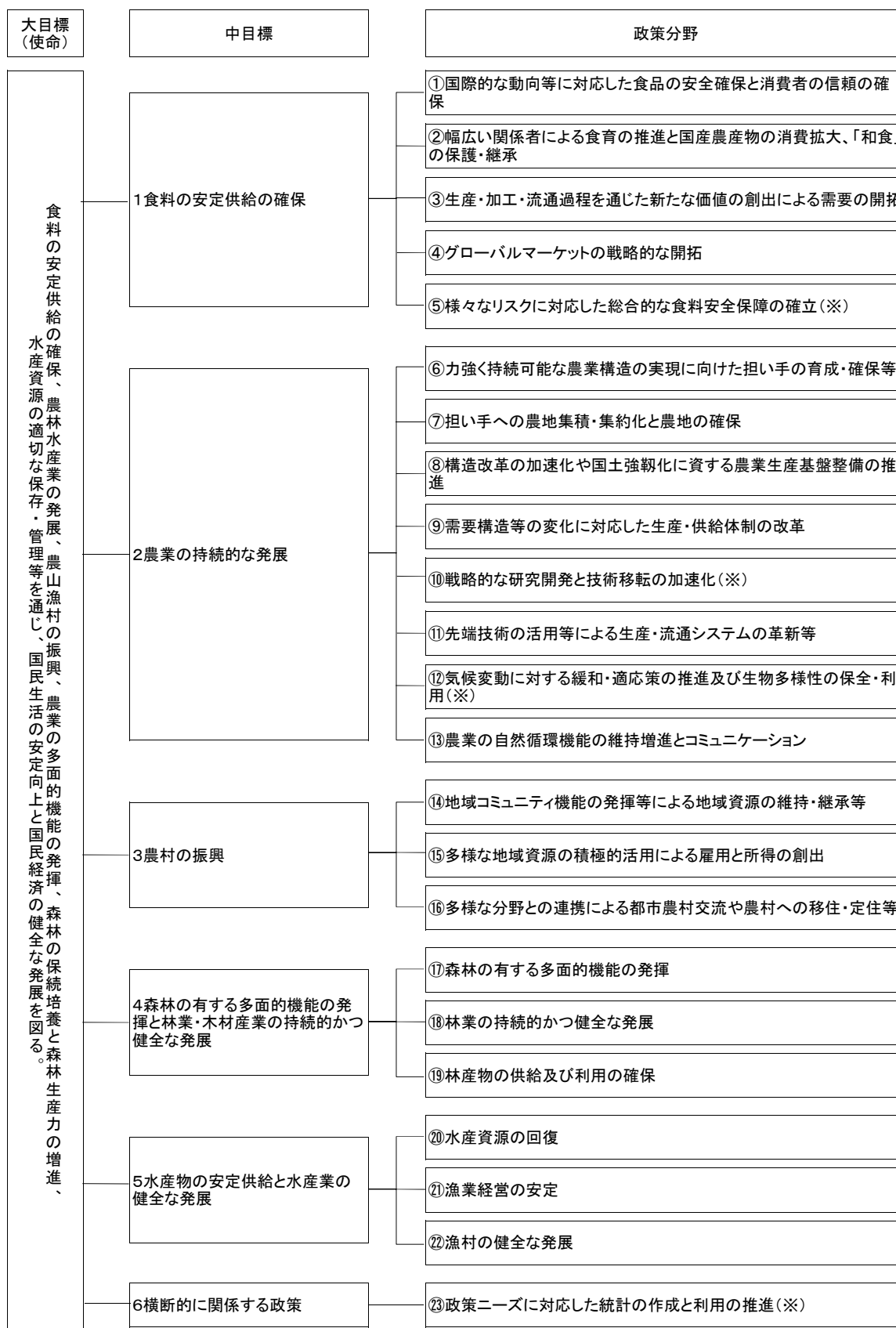
(4) 租税特別措置等に係る政策については、該当がない。

4 総合評価

別表5に掲げる政策分野について評価を行う。

政策評価体系

1 法第7条第2項第1号に該当する政策分野



※：総合評価を行う政策分野

2 法第7条第2項第2号に該当する政策分野

該当するものはない。

3 法第7条第2項第3号に該当する政策分野

該当するものはない。

公共事業一覧

1 法第7条第2項第1号に該当する個別公共事業

(1) 直轄事業・機構等営事業
ア 期中

区分	事業名	都道府県名	事業実施地区名	事業主管課	事業実施主体
直轄	国営かんがい排水事業	千葉県	北総中央	農村振興局水資源課	国
直轄	国営総合農地防災事業	岐阜県、愛知県	新濃尾	農村振興局防災課	国
直轄	直轄海岸保全施設整備事業	福岡県	有明海東部	農村振興局防災課	国
直轄	民有林直轄治山事業	山形県	銅山川	林野庁治山課	国
直轄	民有林直轄治山事業	山梨県	野呂川	林野庁治山課	国
直轄	民有林直轄治山事業	静岡県	大井川	林野庁治山課	国
直轄	民有林直轄治山事業	新潟県	頸城	林野庁治山課	国
直轄	民有林直轄治山事業	長野県	小渋川	林野庁治山課	国
直轄	民有林直轄治山事業	長野県	姫川	林野庁治山課	国
直轄	民有林直轄治山事業	長野県	松川入	林野庁治山課	国
直轄	民有林直轄治山事業	岐阜県	板取川	林野庁治山課	国
直轄	民有林直轄治山事業	石川県	手取川	林野庁治山課	国
直轄	民有林直轄治山事業	高知県	南小川	林野庁治山課	国
直轄	民有林直轄治山事業	鹿児島県	桜島	林野庁治山課	国
直轄	直轄地すべり防止事業	長野県	小渋川	林野庁治山課	国
直轄	直轄地すべり防止事業	長野県	姫川	林野庁治山課	国

イ 完了後

区分	事業名	都道府県名	事業実施地区名	事業主管課	事業実施主体
国営	かんがい排水事業	北海道	ほまなか	農村振興局水資源課	国
国営	かんがい排水事業	北海道	生田原	農村振興局水資源課	国
国営	かんがい排水事業	北海道	幌進	農村振興局水資源課	国
国営	かんがい排水事業	岩手県	馬淵川沿岸	農村振興局水資源課	国
国営	かんがい排水事業	新潟県	亀田郷	農村振興局水資源課	国
国営	かんがい排水事業	鹿児島県	曾於南部	農村振興局水資源課	国
国営	かんがい排水事業	沖縄県	伊是名	農村振興局水資源課	国
国営	直轄明渠排水事業	北海道	岐阜	農村振興局水資源課	国
国営	国営農地再編整備事業	京都府	亀岡	農村振興局農地資源課	国
国営	国営総合農地防災事業	北海道	下浦幌	農村振興局防災課	国
国営	国営総合農地防災事業	北海道	稚内中部	農村振興局防災課	国
国営	直轄地すべり対策事業	高知県	高知三波川帯	農村振興局防災課	国
機構等	農用地総合整備事業	岩手県	下閉伊北	農村振興局農地資源課	国立研究開発法人
直轄	国有林野直轄治山事業	北海道	紋別海岸	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	北海道	上川北部	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	北海道	石狩空知	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	北海道	上川南部	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	北海道	網走西部	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	北海道	十勝	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	北海道	後志胆振	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	岩手県	北上川中流	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	岩手県	北上川中流	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	秋田県	米代川	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	秋田県	米代川	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	山形県	庄内	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	茨城県	八溝多賀	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	長野県	千曲川上流	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	長野県	伊那谷	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	岐阜県	木曾川	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	静岡県	天竜	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	愛知県	東三河	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	高知県	安芸	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	高知県	嶺北仁淀	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	福岡県	遠賀川	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	熊本県	球磨川	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	大分県	大分中部	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	大分県	大分西部	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	宮崎県	一ツ瀬川	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	宮崎県	大淀川	林野庁業務課	国
直轄	森林環境保全整備事業	鹿児島県	大隅	林野庁業務課	国

イ 完了後

区分	事業名	都道府県名	事業実施地区名	事業主管課	事業実施主体
機構等	水源林造成事業	北海道	網走・湧別川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	青森県・岩手県	馬淵川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	青森県・岩手県	馬淵川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	青森県・岩手県	馬淵川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	宮城県・福島県	阿武隈川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	宮城県・福島県	阿武隈川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	宮城県・福島県	阿武隈川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	神奈川県・山梨県	相模川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	神奈川県・山梨県	相模川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	神奈川県・山梨県	相模川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	長野県・岐阜県・ 愛知県	木曾川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	長野県・岐阜県・ 愛知県	木曾川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	長野県・岐阜県・ 愛知県	木曾川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	奈良県・和歌山県	紀ノ川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	奈良県・和歌山県	紀ノ川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	奈良県・和歌山県	紀ノ川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	広島県・山口県	芦田・佐波川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	広島県・山口県	芦田・佐波川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	広島県・山口県	芦田・佐波川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	福岡県・大分県	遠賀・大野川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	福岡県・大分県	遠賀・大野川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	福岡県・大分県	遠賀・大野川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	鹿児島県	川内・肝属川広域流域 50年以上経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	鹿児島県	川内・肝属川広域流域 30～49年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
機構等	水源林造成事業	鹿児島県	川内・肝属川広域流域 10～29年経過分	林野庁整備課	国立研究開発法人
直轄	特定漁港漁場整備事業	北海道	函館	水産庁計画課	国
直轄	特定漁港漁場整備事業	北海道	登別	水産庁計画課	国
直轄	特定漁港漁場整備事業	北海道	厚岸	水産庁計画課	国

(2) 補助事業

事業名	事業主管課
かんがい排水事業	農村振興局水資源課
経営体育成基盤整備事業	農村振興局農地資源課
畑地帯総合整備事業	農村振興局水資源課
草地畜産基盤整備事業	生産局飼料課
農業競争力強化農地整備事業	農村振興局農地資源課
水利施設等保全高度化事業	農村振興局水資源課
農村地域防災減災事業	農村振興局防災課
民有林補助治山事業	林野庁治山課
森林環境保全整備事業	林野庁整備課
水産物供給基盤整備事業	水産庁計画課
水産資源環境整備事業	水産庁計画課
海岸保全施設整備事業（漁港）	水産庁防災漁村課
漁村総合整備事業	水産庁防災漁村課

2 法第7条第2項第2号に該当する個別公共事業

- (1) 未着手の事業
 ア 直轄事業・機構等営事業
 該当するものはない。
- イ 補助事業
 該当するものはない。

- (2) 未了の事業
 ア 直轄事業・機構等営事業

区分	事業名	都道府県名	事業実施地区名	事業主管課	事業実施主体
直轄	国営かんがい排水事業	宮城県	中津山	農村振興局水資源課	国
直轄	国営農地再編整備事業	北海道	妹背牛	農村振興局農地資源課	国
直轄	国営農地再編整備事業	北海道	富良野盆地	農村振興局農地資源課	国

イ 補助事業

	事業名	都道府県名	事業実施地区名	事業主管課	事業実施主体
補助	農業競争力強化農地整備事業	千葉県	篠本新井	農村振興局農地資源課	千葉県
補助	農業競争力強化農地整備事業	新潟県	道上	農村振興局農地資源課	新潟県
補助	水利施設等保全高度化事業	岩手県	奥中山中央	農村振興局水資源課	岩手県
補助	水利施設等保全高度化事業	茨城県	三美	農村振興局水資源課	茨城県
補助	水利施設等保全高度化事業	茨城県	東成井西部	農村振興局水資源課	茨城県
補助	水利施設等保全高度化事業	熊本県	花房中部2期	農村振興局水資源課	熊本県
補助	水利施設等保全高度化事業	鹿児島県	第二鹿屋	農村振興局水資源課	鹿児島県
補助	水利施設等保全高度化事業	鹿児島県	第一母志	農村振興局水資源課	鹿児島県
補助	水利施設等保全高度化事業	鹿児島県	第一浅間	農村振興局水資源課	鹿児島県
補助	農村地域防災減災事業	愛媛県	石畳	農村振興局防災課	愛媛県
補助	農村地域防災減災事業	福岡県	筑後西部前期	農村振興局防災課	福岡県

3 法第7条第2項第3号に該当する個別公共事業

該当するものはない。

研究開発課題及び研究制度一覧

1 法第7条第2項第1号に該当する研究課題等

(1) 研究開発課題

区分	評価の種類	研究課題名	研究実施主体	課題を所管する課
直轄	終了時 (事後)	農林水産分野における気候変動・環境対応プロジェクトのうち、 農業分野における気候変動適応技術の開発及び野生鳥獣及び病虫害被害対応技術の開発のうち、有害動植物の検出・同定技術の開発	民間団体等	農林水産技術会議事務局研究開発官（基礎・基盤、環境）室
直轄	終了時 (事後)	収益力向上のための研究開発のうち、 水田作及び畑作における収益力向上のための技術開発	民間団体等	農林水産技術会議事務局研究統括官（生産技術）室

(2) 研究制度

該当するものはない。

2 法第7条第2項第2号に該当する研究課題等

該当するものはない。

3 法第7条第2項第3号に該当する研究課題等

該当するものはない。

規制に係る政策一覧

1 法第7条第2項第1号に該当する政策

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく農林地所有権移転等促進事業を行う場合の農地法の手続の特例

2 法第7条第2項第2号に該当する政策

該当するものはない。

3 法第7条第2項第3号に該当する政策

該当するものはない。

総合評価を実施する政策分野一覧

1 法第7条第2項第1号に該当する政策分野

政策分野名	評価を担当する課
様々なリスクに対応した総合的な食料安全保障の確立	大臣官房政策課食料安全保障室

2 法第7条第2項第2号に該当する政策分野

該当するものはない。

3 法第7条第2項第3号に該当する政策分野

該当するものはない。